

吹田市障害児通所支援事業所における性被害防止対策に係る設備等支援 事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室等の設置による児童のプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容(療育の実践記録等)の記録等を行う設備等支援を通じ、性被害防止対策を行うことを目的として、障害児通所支援事業者に対し、予算の範囲内において、障害児通所支援事業所における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、吹田市内に所在する障害児通所支援事業所を、補助金の交付申請時において運営する者とする。ただし、過去に同様の補助金(令和7年度の吹田市障害児通所支援事業所における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金等)の交付を受けたことがある者は、補助対象者とししない。

(補助対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、性被害防止対策を図るためのパーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等(以下「設備等」という。)を障害児通所支援事業所に設置し、又は更新をする事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業とししない。

- (1) 国が別に定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業
- (2) 施設整備(土地や既存建物の買収、土地の整備等を含む。)を目的とする事業
- (3) 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業

3 補助対象事業のうち、カメラの設置に関しては、次に掲げる事項について留意しなければならない。

- (1) カメラの設置の要否については、保護者や児童等の状況や対象施設等の状況等を踏まえて各対象施設等において判断すること。
- (2) カメラの設置については、必要に応じて、関係者等に事前に周知することとし、設置の趣旨・目的について十分に説明するほか、映像の保管・管理体制の整備を行うこと。
- (3) カメラにより取得する特定の個人を識別することができる映像又は画像(以下「映像等」という。)は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報に該当するため、同法の規定を遵守し、適正に取り扱うこと。
- (4) 児童や来訪者等が防犯のために撮影されていることを容易に認識できる状態でカメラを設置するとともに、カメラが作動中であること及び撮影した映像等を警

察等に提供する場合があることを設置場所等に掲示すること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する費用とする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、適正かつ経済的な補助金の執行のため、補助対象事業を実施するに当たっては、あらかじめ、複数の事業者から補助対象経費の見積書を徴し、原則として、最低価格を提示した事業者を選定しなければならない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の支出額から寄附金その他の収入の額を控除した額又は10万円のいずれか少ない額に4分の3を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(事前協議)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象事業を実施する前に、次に掲げる書類を提出し、その実施内容について市長と協議しなければならない。

- (1) 事前協議申出書(様式第1号)
- (2) 設備等の購入・更新に係る経費の見積書及び見積内訳書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の協議が調ったときは、事前協議申出書の写しにその旨を記載して、補助対象者に交付する。

(交付の申請)

第7条 前条第2項の規定による文書の交付を受けた補助対象者は、補助対象事業の実施後市長が指定する期日までに、補助金交付申請書(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 設備等の購入・更新に係る経費の支払を証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは補助金交付決定通知書(様式第3号)により、補助金を交付すべきでないとき認めるときは補助金交付申請却下通知書により当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、交付の決定について条件を付することができる。

(交付の請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた者は、市長が指定する期日までに、補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(交付)

第10条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と

認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 第14条又は第15条後段の規定に違反したとき。
- (4) その他この要領に違反したとき。

2 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

(財産処分制限等)

第12条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理をするとともに、その効率的な運営を図るものとする。

2 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）で定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

3 補助事業者が前項の期間を経過する前に市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(消費税等に係る仕入控除税額の報告)

第13条 補助事業者は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告によりこの補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定したときは、補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書（様式第5号）により、別途定める日までに市長に報告するものとする。

2 補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社又は支所等であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部、本社又は本所等で消費税等の申告を行っているときは、前項の報告は、本部、本社又は本所等の課税売上割合等の申告内容に基づくものとする。

3 前2項の報告により、補助事業者が補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなけれ

ばならない。

(帳簿の整備等)

第14条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業完了後10年間保管しなければならない。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、上記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は第12条第2項に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(報告の徴収等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助対象事業の実施状況について報告を求め、又は職員に補助対象事業の実施状況について調査若しくは質問をさせることができる。この場合において、補助事業者は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、児童部長が定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年5月22日決裁)

改正後の要領は、決裁の日から施行し、令和8年4月1日以後に実施した事業について適用する。